

福知山市オープンデータ推進ガイドライン
〔第 1.0 版〕

平成 31 年 3 月
京都府福知山市

目次

第1章 オープンデータ推進に取り組む背景

第2章 オープンデータの推進に関する基本的な考え方

1. オープンデータを推進する目的
2. オープンデータ推進のための基本原則
3. オープンデータに関する基本的ルール
4. オープンデータ活用の推進体制
5. オープンデータ活用の推進に関するガイドラインの見直し

第3章 オープンデータ活用の推進に関する取組

1. 公開ルール（ライセンスなど）の明確化
2. オープンデータ候補リストの公開
3. 公開にあたってのデータ利用に関する条件の明示など
4. 福知山公立大学・京都工芸繊維大学との連携
5. 周辺自治体との連携
6. 市民等との協働によるデータ利活用の促進
7. 職員によるオープンデータの活用
8. 当面の取組方針

用語の解説

第1章 オープンデータ推進に取り組む背景

平成28年12月に施行された「官民データ活用推進基本法」によって、国や自治体に対し、オープンデータの推進が義務付けられました。また、政府の「未来投資戦略2017」においては、「2020年度までに地方公共団体のオープンデータ取組率100%」という目標が掲げられています。

京都府においては、平成29年8月には府のオープンデータポータルサイト「KYOTO DATESTORE」を立ち上げ、431件のデータセットを公開（平成30年10月現在）するとともに、府内の市町に同サイトを活用したオープンデータの推進を呼びかけています。

本市も、平成28年3月に策定した「未来創造 福知山」において、「ICTの活用により利便性の高いサービスを提供する」としてあり、その中では、「オープンデータ推進ガイドライン」を策定し公共データの活用促進を図ることとしています。また、第6次行政改革実施計画においても、オープンデータの推進について具体的な取組を進めていくこととしており、オープンデータに係る積極的な取組が求められています。

第2章 オープンデータの推進に関する基本的な考え方

1. オープンデータを推進する目的

本市が保有する公共データをオープンデータとして公開し、公共データの利活用を促進することにより、新たな価値やサービスが創出され、「住民参加・官民協働の推進を通じた地域課題の解決」、「地域経済の活性化」、「行政の高度化・効率化と透明性・信頼性の向上」に寄与することが期待されます。これは「ICTの活用により利便性の高いサービスを提供する」という、「未来創造 福知山」でうたう施策の実現にも通じるものです。

2. オープンデータ推進のための基本原則

- (1) 可能な限り、本市が保有する公共データを公開します。
- (2) 公開可能な公共データから速やかに着手し、実績を蓄積します。
- (3) 可能な限り、機械判読可能な形式*で公開します。
- (4) 営利目的かどうかを問わず利活用を促進します。
- (5) 費用対効果について十分に考慮し、効率的に取組を進めます。

3. オープンデータに関する基本的ルール

(1) 対象とするデータ

内閣官房 IT 総合戦略室の推奨データセット*や本市のホームページで公開しているデータを優先してオープンデータ化し、これから公開していくデータについても、ニーズや労力、その他のコストを考慮したうえで順次オープンデータ化します。ただし、「個人情報・機密情報が含まれているデータ」、「第三者の権利が含まれているデータ（当該第三者から許諾を得たものを除く）」、「個別法の規定により二次利用が制限されているデータ」などは対象としません。

(2) 重点的に公開するデータの分野

「暮らし」「市政」「安全・安心」といった分野ごとに、各種統計情報、業務改善や課題解決に広く活用できる情報などについては、積極的にオープンデータとして公開します。

(3) オープンデータ化を念頭に置いたデータ作成

本市が保有する公共データの作成にあたっては、オープンデータとして公開していくことを前提として、共通語彙基盤に基づくデータ作成・データレイアウトの標準化に努めます。

4.オープンデータ活用の推進体制

(1)適用範囲

オープンデータ活用の推進体制は、本市の最高情報統括責任者（副市長）が統括する IT 推進本部会議のもとに、全庁的な体制によって推進します。

(2)組織横断的な体制

IT 推進本部会議の下部組織である IT 推進委員会により、提供ルールの検討や提供データの検討など、オープンデータの活用推進のための具体的な取組を、組織横断的なアプローチにより決定します。なお、IT 推進委員会には、必要に応じて、専門知識を有する者の説明又は意見を聴くことができるものとします。

5.オープンデータ活用の推進に関するガイドラインの見直し

本ガイドラインの内容は、今後の国における検討や技術の進展などを踏まえ、随時改定していくものとします。

第3章 オープンデータ活用の推進に関する取組

1.公開ルール（ライセンスなど）の明確化

公開するデータを市民等が、自由に加工・利用してもらうために、「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス*」を導入します。

2.オープンデータ候補リストの公開

オープンデータとして提供可能なデータのリストを公開します。なお、オープンデータ候補リストに掲載されていない情報のうち、利用者から具体的な提案などがあった場合は、その必要性などを検討したうえで、可能なものから順次オープンデータ化していくことに努めます。

3.公開にあたってのデータ利用に関する条件の明示など

(1)データ利用における第三者の権利

本市が公開するデータによっては、第三者が著作権その他の権利を有している場合があり、第三者が著作権を有している箇所や、第三者が著作権以外の権利（例：写真につき肖像権・パブリシティ権等）を有しているデータについては、特に権利処理済であることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得るものとします。

(2)二次利用のための必要な情報及び免責事項の明示

データの公開にあたっては、情報の時点や作成日、作成方法など、二次利用のために必要な情報を可能な限り提供するとともに、オープンデータを利用して生成された情報により第三者が損害を被った場合、本市はその責を負わない旨を明示するものとします。

4.福知山公立大学・京都工芸繊維大学との連携

大学との協働によるデータ利活用の促進のため、大学の研究活動に資するデータの公開を推進するとともに、本市オープンデータによる大学や企業と連携したアプリの開発等を推進するものとします。

5.周辺自治体との連携

周辺自治体とのオープンデータを通じた情報共有を図るとともに、先進自治体などの研究や活用事例を収集

し、参考となるものは積極的に取り入れていくものとします。

6. 市民等との協働によるデータ利活用の促進

市民等との協働によるデータ利活用の促進のため、活用促進のためのイベントや、サービスなどの創出などにより、本市のオープンデータの取組を積極的に周知するものとします。

7. 職員によるオープンデータの活用

職員自らが、積極的にオープンデータを活用して、業務改善や課題解決に取り組むとともに、政策決定などにおいて、公的なデータを効果的に活用して得られた情報を根拠として、業務の高度化を推進できる職員の人材育成に取り組むものとします。

8. 当面の取組方針

内閣官房 IT 総合戦略室の推奨データセットやすでに本市のホームページで公開しているデータから順次オープンデータ化し、適宜見直しながら段階的にデータセットを拡大していくとともに、情報推進課が中心となって、利用者のニーズ把握や職員のオープンデータに関する知識や意識を向上させ、各課が主体的に取り組むことが出来る環境づくりを推進します。

用語の解説

ICT (Information and Communication Technology)

一般的となったITの概念をさらに一歩進め、情報通信技術という意味合いから、最近では国際的にもICTの表現が多く利用されてきています。

オープンデータ

行政機関がもつ公共データや、交通機関などの公的企業のデータを、著作権や特許などの規制を受けずに誰でも自由に利用できる形で、自らホームページなどで公開する動き。情報を分析・加工することで、新しい行政サービスやビジネスにつながると期待されています。

推奨データセット

「推奨データセット」は、地方公共団体によるオープンデータの公開とその利活用を促進するため、オープンデータに取組始める地方公共団体の参考となるよう公開することが推奨されるデータセットおよびフォーマット標準例をとりまとめたもの

機械判読可能な形式

コンピュータプログラムが、その構造や内容を自動的に判別し、加工や編集などの処理を行うことができるデータ形式のことを、「機械判読可能なデータ形式」(例：CSV・XML・RDF など)と呼びます。

共通語彙基盤

政府や地方自治体が公開するオープンデータにおいて用いられる語彙集。同じ事柄に対する用語が各機関によって異なる状態では、統計データの集計や情報交換に支障が出るため、共通で使用するための語彙をまとめたもの。

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

著作物の再利用についての条件等に関する意思表示を手軽に行えるようにするため、国際的に利用されているルールであり、利用に関して、著作権者が「著作権者の表示をする」又は「非営利に限定する」など、様々なレベルの条件を選択して表示します。代表的なライセンスの種類や利用条件などは、以下の表のとおりです。(いったん公開すると、上から下の利用条件に変更することはできない。)

名称	利用の条件		
	出典表示	営利目的	改 変
CC-BY	必 須	許可する	許可する
CC-BY-ND	必 須	許可する	許可しない
CC-BY-NC	必 須	許可しない	許可する
CC-BY-NC-ND	必 須	許可しない	許可しない

代表的なクリエイティブ・コモンズ・ライセンスの種類

(<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>)

CC-BY ライセンス

クリエイティブ・コモンズによるライセンスの表記の一つであり、原作者のクレジット(氏名、作品タイトル、URL)を表示すれば、利用者が営利目的を含めて自由にデータを改変、複製、再配布することができます。本市では、可能な限り「CC-BY」により公開するものとします。(出典を記載すれば、変更や再配付など自由に利用が可能。)